

## (仮称) 特別養護老人ホームひがしやま新築 工事に伴う入札参加業者の募集について

令和 7年 8月 5日

社会福祉法人 コミュニティ福祉会  
理 事 長 辻尾 健一郎

上記の工事に関する制限付一般競争入札を実施する予定ですので、参加を希望する者は「制限付一般競争入札申込書」に必要書類を添付のうえ提出して下さい。

なお、当該入札は、提出された書類にもとづき参加資格の審査を行い、資格要件を満たす者を入札に参加させるものです。

### 1 対象工事

#### 工事概要

工事名 (仮称) 特別養護老人ホームひがしやま 新築工事  
工事場所 堺市 中区 平井 207 番 1 ほか 4 筆  
工事内容 新築工事 (建築・電気・設備等)  
工期 令和 7 年 10 月 1 日 ~ 令和 9 年 1 月 30 日まで

### 2 公募条件

次に掲げる全てに該当するものであること。

- (1) 新築工事について、建設業法第 3 条の規定による許可を有する者。
- (2) 堺市内に本店を有する堺市建設工事等入札参加有資格者名簿に登録している業者については、令和 7 年度等級格付・発注標準表の A1 等級以上の者、それ以外の者については、建設業法に基づく経営事項審査結果の対象工事に係る総合評定値が 1200 点以上の実績を有する者。
- (3) 特定建設業の許可を有する者で監理技術者資格者証を有する監理技術者を雇用している者。

### 3 入札参加資格に関する事項

以下の要件すべてに該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないこと（同条第 2 項各号のいずれかに該当すると認められてから 3 年を経過した者を除く。）。
- (2) 堺市入札参加有資格者の入札参加停止等に関する要綱（平成 11 年制定。以下「入札参加停止要綱」という。）に基づく入札参加停止又は入札参加回避（改正前の堺市入札参加有資格業者の指名停止等に関する要綱に基づく指名停止又は指名回避を

- 含む。)を、当該工事の入札参加申請の申請期間の末日(以下「申請締切日」という。)から入札日までの間、受けていないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条に規定する更生手続開始の申立て(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法による改正前の会社更生法(昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。)第30条に規定する更生手続開始の申立てを含む。)がなされている者(同法第199条に規定する更生計画認可の決定(旧法第233条に規定する更生計画認可の決定を含む。)を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条に規定する再生手続開始の申立てがなされている者(同法第174条に規定する再生計画認可の決定を受けている者を除く。)等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
  - (4) 堺市契約関係暴力団排除措置要綱(平成24年制定。以下「排除要綱」という。)に基づく入札参加除外(改正前の堺市暴力団等排除措置要綱及び堺市建設工事等暴力団対策措置要綱に基づく入札参加除外を含む。以下「入札参加除外」という。)を受けている者でないこと。また、排除要綱第5条第2号に規定する、大阪府警察本部から暴力団員又は暴力団密接関係者に該当する旨の通報等(改正前の堺市暴力団等排除措置要綱に規定する通報等を含む。以下「府警からの通報等」という。)を受けた当該通報に係る者でないこと。
  - (5) 当該工事の設計業務受託者の発行済み株式総数の100分の50を超える株式を有している(有されている)者又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている(出資を受けている)者でないこと。ただし、これに該当しない場合であっても、他の株主又は出資者より抜きん出ている者でないこと。
  - (6) 代表権を有する役員が、当該工事の設計業務受託者の代表権を有する役員を兼ねていないこと。
  - (7) 当該工事に必要な建設業法(昭和24年法律第100号)別表第1の上欄に掲げる建設工事の種類(以下「必要許可業種」という。)について、建設業法第3条に規定する一般建設業の許可(以下「一般建設業許可」という。)、特定建設業許可と規定されるものにあつては同条に規定する特定建設業の許可(以下「特定建設業許可」という。)を有していること。
  - (8) 建設工事にあつては、建設業法第27条の23に規定する経営事項審査を受け、建設業許可行政庁から通知される経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書について、次の要件(以下「経審要件」という。)をすべて満たしていること。
    - ア 必要許可業種に係る建設業法第27条の29に規定する総合評定値(P)の通知(以下「経審」という。)を受けていること。
    - イ 入札日において有効な経審を受けていること。
    - ウ 契約締結時においても有効な経審を受けていること。
    - エ 個別事項に総合評定値(P)の点数による要件を設定している場合は、申請締切日において、その要件を満たす有効な経審を有していること。なお、当該経審は、申請締切日以前に通知されたものでなければならない。
  - (9) 現場代理人及び技術者(以下「技術者等」という。)を適正に配置できること。

